

安全データシート

1.

化学品及び会社情報

化学品名 (化学名、商品名等)	SW0ウエイオイル 220
会社名:	大洋シーアイエス株式会社
住所:	東京都豊島区南大塚2-37-5-1F
担当部門:	営業部
電話番号:	03-6902-9502
FAX番号:	03-6902-9506
緊急連絡先:	同上
受付時間:	月曜日～金曜日 9:00～17:20
作成日:	2010年11月1日
改定日:	2024年2月21日

2.

危険有害性の要約

特有の危険有害性:	消防法、危険物、第四類第四石油類、危険物等級Ⅲ
GHS分類:	区分に該当しない
ラベル要素:	なし
注意喚起語:	なし
危険有害性情報:	現在のところ有用な情報なし
注意書き	
安全対策:	なし
応急措置:	なし
保管:	なし
廃棄:	なし

GHS分類による上記注意書きに記載がない場合でも、以降の情報を参考に安全対策/応急措置/保管/廃棄に関し十分な配慮を行うこと

3.

組成・成分情報

物質の特定	単一製品・混合物の区別	: 混合物
	化学名	: 石油系炭化水素及び添加剤
	成分及び含有量	: 潤滑油基油 50～55% (CAS64742-01-4)
		: 潤滑油基油 44～48% (CAS64742-52-5)
		: 潤滑油添加剤 1～3%
	化学式又は構造式	: 特定できない。
	官報公示整理番号 (化審法、安衛法)	: 企業秘密なので記載できない。
	CAS No.	: 特定できない。(単一のCAS番号ではない)
	国連分類及び国連番号	: 該当しない。
	化学物質管理促進法 (PRTR法)	: 該当なし
	労働安全衛生法	: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 潤滑油基油 (鉱油: CAS No. 64742-52-5)
	毒劇物取締法	: 該当なし
	GHS危険有害成分情報	: なし

4.

応急措置

眼に入った場合	清浄な水で最低15分間洗眼し、直ちに眼科医の手当てを受ける。 洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球とまぶたのすみずみにまで水が良くいきわたるように洗浄する。 この製品が眼に入った場合、寸秒でも早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要がある。洗浄を始めるのが遅れたり不十分だと眼に障害を生ずる恐れがある。
---------	---

皮膚に付着した場合	汚染された作業服、靴等は、直ちに脱がせる。皮膚に付着した部分は、直ちに多量の水及び石けんで洗い流す。
吸入した場合	新鮮な空気のある場所に移す。身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、直ちに医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける 口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。
最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報	1、飲み込むと下痢嘔吐する可能性がある。 2、目に入ると炎症を起こす可能性がある。 3、皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 4、ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。
応急処置をする者の保護 医師に対する特別注意事項	現在のところ有用な情報なし。 現在のところ有用な情報なし。

5、

火災時の措置

消火剤

- 1、霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
- 2、初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
- 3、大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。

使ってはならない消火剤 特定の消化方法

棒状の水を用いてはならない。火災が拡大し危険な場合がある。

- 1、火元への燃焼元を断つ。
- 2、周囲の設備等に散水し冷却する。
- 3、火災発生場所の周辺に関係者以外の立入を禁止する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。

6、

漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際には、必ず保護具を着用する。

環境に対する注意事項

- 1、河川、下水道等に排出されない様に注意する。
- 2、海上の場合、薬剤を用いる場合には国土交通・環境省令で定める技術上の基準に適合したもので無ければならない。

回収・中和並びに封じ込め 及び浄化の方法・機材

- 1、周辺の着火源を速やかに取り除く。
- 2、少量の場合は土砂、ウエス等で吸着させて回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
- 3、大量の場合は漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。漏洩した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器等に回収する。
- 4、海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸取る。薬剤を用いる場合には国土交通・環境省令で定める技術上の基準に適合したもので無ければならない。

二次災害の防止策

- 1、漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で速やかに関係機関に通報する
- 2、周辺の着火源を速やかに取り除く。

7、

取り扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- 1、指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
- 2、炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
- 3、静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性の物を使用する。
- 4、危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行うこと。
- 5、容器から取り出す時はポンプなどを使用すること。細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。
- 6、皮膚に触れたり、目に入る可能性のある場合には保護具を着用する。
- 7、ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
- 8、容器は、必ず密閉すること。

注意事項	石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気などへの注意が必要である。
安全取扱注意事項	1, 常温で取扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。 2, ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
保管	
適切な保管条件	1, 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。 2, ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。 3, 危険物の表示をして保管する。 4, 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
適切な技術的対策	保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。
注意事項	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
安全な容器包装材料	1, 空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。 2, 容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火する事がある。

8,

暴露防止措置及び保護措置
設備対策

- 1, ミストが発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。
- 2, 取扱場所の近辺に、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

管理濃度

設定されていない（作業環境基準：平成21年厚生労働省告示第194/195号）

物質名	許容濃度		
	ACGIH TLV 2013年6月	OSHA PEL 2013年2月	NIOSH REL 2013年4月
鉍物油(ミスト)	TWA: 5 mg/m ³ , 8hrs	TWA: 5 mg/m ³ , 8hrs	TWA: 5 mg/m ³ , 10hrs

保護具

呼吸用保護具

通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。

手の保護具

長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。

眼の保護具

飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

長期間にわたり取扱う場合又は濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。

適切な衛生対策

濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9,

物理的及び化学的性質

形状：	液体
色相：	琥珀色
臭気：	石油臭
pH：	データなし
融点・凝固点：	データなし
沸点：	データなし
分解温度：	データなし
引火点 ℃：	263以上(C. O. C.)
自然発火温度℃：	測定データなし
爆発特性：	上限 測定データなし / 下限 測定データなし
蒸気圧 (mm Hg)：	測定データなし
蒸気密度：	測定データなし
比重 (15℃)：	0.89
溶解性水：	不溶
n-オクタノール／	データなし
水分配係数	
その他のデータ	揮発性：なし 流動点℃：-21 沸点℃：測定データなし

10,

安定性及び反応性

安定性：	通常の条件では安定。
反応性：	強酸化剤との接触を避ける。

避けるべき条件： ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。
 混触危険物質： 現在のところ有用な情報なし。
 危険有害な： 燃焼の際にはCO₂, CO, 等が発生する可能性がある。
 分解生成物
 その他： 現在のところ有用な情報なし。

11,
有害性情報
急性毒性

物質名	試験		種類	結果	暴露
鉱油（ナフテン系留分として）	LD50	口腔	ラット	>5000 mg/kg	-
	LD50	皮膚	うさぎ	>2000 mg/kg	-

皮膚腐食性/刺激性

物質名	試験		種類	スコア	暴露	観察
鉱油（ナフテン系留分として）	皮膚	重度の刺激	うさぎ	-	500 mg	-

眼に対する重篤な損傷性/刺激性 有用な情報なし
 呼吸器感受性又は皮膚感受性 有用な情報なし
 生殖細胞変異原性 有用な情報なし
 発がん性

物質名	OSHA	IARC	ACGIH	EPA	NIOSH
鉱油（ナフテン系留分として）	-	-	A4	-	-

生殖毒性

特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露） 有用な情報なし
 特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露） 有用な情報なし
 誤えん有害性

物質名	結果
鉱油（ナフテン系留分として）	呼吸器ハザード カテゴリー 1

12,
環境影響情報
生態毒性

物質名	試験		種類	暴露
鉱油（ナフテン系留分として）	急性	EC50 1000mg/L 真水	大ミジンコ	48hrs
	急性	LC50 >5000 mg/L	魚	96hrs

急性毒性 有用な情報なし
 残留性・分解性 有用な情報なし
 生体蓄積性

物質名	LogPow
鉱油（ナフテン系留分として）	>6

土壌中の移動性 有用な情報なし
 他の有害影響
 その他

上記情報は部分的な情報及び類似物質によるものである。高度精製基油に対して完全な情報が取得されているわけではない。

13,
廃棄上の注意

残余廃棄物

- 1, 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは 地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄においては関連法規並びに地方自治体の基準に従う事。
- 2, 廃棄禁止
- 3, 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えガラについて、「廃棄物の 処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
- 4, 燃焼する場合は、安全な場所で且つ、燃焼または爆発に

汚染容器及び包装

よって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつける事。

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する事。

14、
輸送上の注意

国際規制

国連分類

国連の分類基準に該当せず。

国連番号

該当なし。

追加の規制

現在のところ有用な情報なし。

国内規制

下記輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上輸送

消防法：危険物 第四類第四石油類 危険等級Ⅲ（非水溶性）

容器

危険物に該当する場合危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定めたものを使用すること。（注）容器は危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを確認する事。

海上輸送

船舶安全法：非危険物（個別運送及びバラ積み運送において）

航空輸送

航空法：非危険物

輸送の特定の安全対策及び条件

1、引火性があるので「火気厳禁」

2、容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。

3、指定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車輛に標識を掲げること。またこの場合、当該危険物に該当する消火設備を備えること。運搬時の積み重ね高さ3m以下とする。

4、第一類及び第六類の危険物及び高压ガスを混載しない。

5、その他関係法令の定めるところに従う。

15、
適用法令

国内法令

消防法

危険物第四類第四石油類 危険等級Ⅲ（非水溶性）

労働安全衛生法

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

潤滑油基油（鉱油：CAS No. 64742-52-5）

海洋汚染防止法

油分排出規制（原則禁止）

化学物質管理促進法

非該当

下水道法

油分排出規制（5 mg/L）

水質汚濁防止法

油分排出規制（5 mg/L 許容濃度）ノルマルヘキサン抽出物として

検出される

廃棄物の処理及び清掃に

産業廃棄物規則（拡散、流失の禁止）

関する法律

16、
その他の情報

【引用文献】

1. 許容濃度の勧告（2010）日本産業衛生学会、産業衛生学会誌
2. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH（2010）
3. ECHA (European Chemicals Agency). website "ECHA CHEM", Information on Registered Substance (2011). SDS of EU suppliers (2011)
4. IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans (2006)
5. 米国産業衛生専門家会議：ACGIH documentation (2006)
6. EC指令「67/548/EEC」の付属書I「危険な物質リスト」、EU CLP規則 Regulation (EC) No. 1272/2008 付属書VI Table 3.1. Table 3.2

【参考資料】

- ・化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）改定2版/改定3版、国際連合、ニューヨーク、ジュネーブ

(2007/2009)

- ・日本規格協会(JIS) JIS Z 7252:2019「GHSに基づく化学品の分類方法」
- ・同上 JIS Z 7253:2019「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(nite) 「GHS関連情報」
- ・製品衛生情報センター「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」
- ・WHITMORE社製品安全データシート

ここに記載した情報は信頼できるとみなされる出所から編集されたものであり、弊社の知る限りでは、執筆の時点で正確なものである。本製品安全データシートにおけるデータはここに規定された製品にのみ関するものであるが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関していかなる保証を行うものではなく、またその品質を保証するものでもない。製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者を提供されるものである。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要である。この製品が使用される環境及び条件については弊社がコントロールできない為、弊社は購入者又は第三者に対する損傷に対して、又は物的損害に対していかなる責任を負うものではない。購入者があらゆる危険に対して責任を負うものである。